

骨髄移植ドナーに対する支援の充実についての意見書

骨髄移植や末梢血管細胞移植は、白血病などの難治性血液疾患に対する有効な治療法である。

骨髄等の提供を広く国民に呼び掛ける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

平成28年9月末時点のドナー登録者数は46万人を超え、患者とのHLA適合率は9割を超えているにもかかわらず、そのうち移植に至るのは6割未満にとどまっている。

同事業では、骨髄等の提供に必要な検査・入院等の費用について、ドナー側の負担はなく、万が一健康障害を生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組が行われているが、ドナーが検査や入院等で休業した場合の補償については、現在行われておらず、ドナーが多くの人に安心して骨髄等を提供できるような仕組みづくりが早急に求められている。

よって、国におかれては、骨髄移植ドナーに対する支援の充実を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中で、ドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。
- 2 ドナーが骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿